

平成 25 年 8 月 2 日
総務省政策統括官(統計基準担当)
統計審査官室

日本標準産業分類における「調剤薬局」の扱いに関する検討結果について

日本標準産業分類の「細分類 6033 調剤薬局」(大分類 I-卸売業, 小売業)の分類上の位置付けについては、過去にも統計審議会で議論があったことを踏まえ、改定案作成作業の中でも改めて検討を行ったところ。その概要は次のとおりである。

1 調剤薬局に係る産業分類の経緯

- 調剤薬局は平成 14 年(第 11 回改定)に、厚労省から、「医薬分業が進んでおり、その実態把握のためにも調剤薬局の項目が必要。医薬品小売業の中から調剤薬局を切り離して医療業の中に分類したい」との問題提起がされ、統計審議会で議論した結果、薬の販売を一括して把握できる分類体系を整えておくために、引き続き卸売業・小売業に位置づけるものの、医薬品小売業を「医薬品小売業(調剤薬局を除く)」と「調剤薬局」に分けることとした。
- また、平成 19 年の第 12 回改定において、平成 18 年の医療法改正により「調剤薬局」が医療提供施設に位置づけられたことを踏まえ、統計審議会において、調剤薬局の分類の変更について審議したが、産業分類は業法による分類ではなく経済活動に着目した分類であることを理由として、変更はなされず現在に至っている。

2 調剤薬局を小売業としている考え方

- 「調剤薬局」は、主に医師の処方箋に基づき医薬品を調剤し、販売等する事業所であり、医薬品を販売するという事業所の経済活動をもって「小売業」に分類している。
- 「国際標準産業分類」(ISIC)においても薬局は「専門店による医薬品、医療品及び化粧品・洗面用品小売業」として小売業に分類(別紙 2 参照)されており、仮に我が国が薬局を小売業ではなく「医療, 福祉」に分類するとなると、国際比較上の支障となる。
- 仮に調剤薬局が「大分類 P-医療, 福祉」に位置付けられた場合、小売関係の統計の対象とならず、医薬品の販売額が捉えられなくなる。
- また、調剤も行っている医薬品小売店が、小分類「医薬品・化粧品小売業」のうちどこに分類されるかは、どちらが主要な活動かにより毎年変動する可能性がある。仮に調剤薬局が「大分類 P-医療, 福祉」に位置付けられた場合、個々の医薬品小売店が主要な活動の小さな変化により大分類をまたいで移動してしまうこととなり、統計調査の安定的実施上、問題がある。

○ なお、「調剤薬局」の事業所数等を平成 19 年商業統計調査でみると以下のとおり。

		事業所数	年間販売額(百万円)
		%	%
小分類	医薬品・化粧品小売業	84,051 (100.0)	8,472,373 (100.0)
細分類	医薬品小売業(調剤薬局を除く)	25,256 (30.0)	2,473,853 (29.2)
	調剤薬局	36,610 (43.6)	4,157,398 (49.1)
	化粧品小売業	22,185 (26.4)	1,841,122 (21.7)

3 外国における薬局の取扱いについて

検討材料に資するため諸外国(アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ)の事例を総務省において調査(別紙3参照)したが、薬局の産業分類上の扱いは、各国とも「小売業」に位置付けている。

4 改定案作成のための検討

検討に際し有識者の意見を求め(主な意見等を要約すると以下のとおり)、これを踏まえ分類項目名及び分類の位置付けについては、現状のままの案とした。

- ・産業分類上どうあるべきかという議論は、国際比較とか国際的に認知された原則に基づいて行うべきである。
- ・薬局を医療業としている国は聞いたことがない。
- ・医薬品の販売について、小売業の中でデータが一括して取れることが重要であり、現状はそれができているのでこのままでよい。

○薬事法（昭和 35 年法律第 145 号） 抄

（定義）

第二条 略

1～10 略

11 この法律で「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所（その開設者が医薬品の販売業を併せ行う場合には、その販売業に必要な場所を含む。）をいう。ただし、病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいい、往診のみによつて獣医師に飼育動物の診療業務を行わせる者の住所を含む。以下同じ。）の調剤所を除く。

12～16 略

○医療法（昭和 23 年法律第 205 号） 抄

第一条の二 略

2 医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等において、医療提供施設の機能（以下「医療機能」という。）に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。

国際標準産業分類 (International Standard Industrial Classification of All Economic Activities) について

1 作成機関

国際連合統計部 (UNSD)

2 作成目的

経済、社会及び人口統計における経済活動の種類別データの国際比較性の推進及び各国の健全な統計体系の整備の促進

3 現行分類の改定時

2008年 (平成20年) 第4次改定版 当初設定年 1948年 (昭和23年)

4 適用単位

生産単位 (取引者) : 事業所、企業等

5 医薬品小売業の分類

大分類 G 卸売・小売業:自動車・オートバイ修理業

中分類 47 小売業 (自動車及びオートバイを除く。)

小分類 477 専門店によるその他商品小売業

細分類 4772 専門店による医薬品、医療品及び化粧・洗面用品小売業

この細分類には以下が含まれる。

- 一 医薬品の小売り
- 一 医療品及び整形外科用品の小売り
- 一 香水類及び化粧品の小売り

薬局に係る諸外国の制度と産業分類(総務省調べ)

事 項	日 本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
○「薬局」に相当する産業分類項目名 ○上記以外の医薬品小売業の有無 ○上記項目が属する大分類	細分類 6033 「調剤薬局」 「ドラッグストア」 「医薬品小売業(調剤薬局を除く)」 大分類 I-「卸売業, 小売業」	細分類 446110 「薬局・ドラッグストア」 なし 大分類「小売業」	細分類 47.73 「調剤薬品販売店」 なし 大分類 「卸売・小売・自動車等修理業」	細分類 47.73Z 「医薬品販売店」 なし 大分類「卸売・小売・自動車等修理業」	細分類 47.73.0 「薬局」 「化粧品・衛生用品小売店」 大分類「卸売・小売・自動車等修理業」
○医薬品販売制度 ・処方せんを要する医薬品(調剤薬品) ・処方せんを要しないが薬剤師等を要する医薬品 ・上記以外の医薬品	〈医療用医薬品〉 → 薬剤師のいる薬局・ドラッグストア 〈一般用医薬品〉 → 薬局・ドラッグストア・医薬品小売業 〈医薬部外品〉 → 小売店全般	〈処方せん医薬品〉 → 薬剤師のいる薬局・ドラッグストア なし 〈処方せん任意医薬品〉 → 小売店全般	〈処方せん医薬品〉 → 調剤薬品販売店 〈薬局販売用医薬品〉 → 調剤薬品販売店 〈自由販売医薬品〉 → 小売店全般	〈処方せん医薬品〉 → 医薬品販売店 なし 〈処方せん任意医薬品〉 → 小売店全般	〈処方せん医薬品〉 → 薬局 〈薬局販売用医薬品〉 → 薬局 〈自由販売医薬品〉 → 「化粧品・衛生品小売店」のうちドラッグリー(ドラッグストア)
○医薬分業の状況	医薬分業化が進展	原則医薬分業 (医師は処方せんの発行のみ)	同 左	同 左	同 左
○医薬品小売業の事業所数	調剤薬局 約 3.6 万件 医薬品小売業(調剤薬局を除く) 約 2.5 万件 ※2007年 商業統計調査	薬局・ドラッグストア 約 4.3 万件 ※2010年	調剤薬品販売店 約 1.1 万件 ※2010年	医薬品販売店 約 2.4 万件 ※2010年	薬局 約 2.4 万件 化粧品・衛生用品販売店 約 1.8 万件 ※2010年